

平成二十三年政令第四百二十六号

津波防災地域づくりに関する法律施行令

内閣は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項及び第十二項、第七條第十項（同法第三十四條第二項において準用する場合を含む。）、第二十条第三項、第二十三条第一項ただし書及び第三号、第二十七條第五項及び第六項、第二十八條第三項、第三十三條第一項、第三十五條第四項、第三十九條、第五十一条第六項、第五十二条第一項ただし書、第五十八條、第七十一条第一項第二号並びに第九十七條の規定に基づき、この政令を制定する。

（津波防護施設）

第一条 津波防災地域づくりに関する法律（以下「法」という。）第二条第十項の政令で定める施設は、盛土構造物（津波による浸水を防止する機能を有するものに限る。第十五条において同じ。）、護岸、胸壁及び開門をいう。

（公共施設）

第二条 法第十二條の政令で定める公共の用に供する施設は、広場、緑地、水道、河川及び水路並びに防水、防砂又は防潮の施設とする。

（収用委員会の裁決の申請手続）

第三条 法第七條第十項（法第三十四條第二項において準用する場合を含む。）、第二十八條第三項、第三十五條第四項又は第五十一条第六項の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四條第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、同条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

（他の都府県知事の権限の代行）

第四条 法第二十条第三項の規定により一の都府県知事が他の都府県知事に代わって行う権限は、法第七章第一節及び第二節に規定する都府県知事の権限のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 法第十八條第二項の規定により市町村長が管理することが適当であると認められる津波防護施設を指定し、及び同条第四項の規定により公示すること。
二 法第十八條第三項の規定により市町村長の意見を聴くこと。
三 法第二十一条第一項の規定により津波防護施設区域を指定し、及び同条第三項の規定により公示すること。

四 法第三十六條第一項の規定により津波防護施設台帳を調製し、及びこれを保管すること。
（津波防護施設区域における行為で許可を要しないもの）

第五条 法第二十三条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるもの（第二号から第四号までに掲げる行為で、津波防護施設の敷地から五メートル（津波防護施設の構造又は地形、地質その他の状況により津波防護施設管理者がこれと異なる距離を指定した場合に、当該距離）以内の土地におけるものを除く。）とする。

- 一 津波防護施設区域（法第二十一条第一項第二号に掲げる土地の区域に限る。次号から第四号までにおいて同じ。）内の土地における耕うん
二 津波防護施設区域内の土地における地表から高さ三メートル以内の盛土（津波防護施設に沿って行う盛土で津波防護施設に沿う部分の長さが二十メートル以上のものを除く。）
三 津波防護施設区域内の土地における地表から深さ一メートル以内の土地における掘削又は切土
四 津波防護施設区域内の土地における施設又は工作物（鉄骨造、コンクリート造、石造、れんが造その他これらに類する構造のもの及び貯水池、水槽、井戸、水路その他これらに類する用途のものを除く。）の新築又は改築
五 前各号に掲げるもののほか、津波防護施設の敷地である土地の区域における施設又は工作物の新築又は改築以外の行為であつて、津波防護施設管理者が津波防護施設の保全に影響が少なくないと認めて指定したもの
津波防護施設管理者は、前項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

（津波防護施設区域における制限行為）

第六条 法第二十三条第一項第三号の政令で定める行為は、津波防護施設を損壊するおそれがあると認めて津波防護施設管理者が指定する行為とする。

- 2 前条第二項の規定は、前項の規定による指定について準用する。
（他の施設等を保管した場合の公示事項）

第七条 法第二十七條第五項の政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 保管した他の施設等の名称又は種類、形状及び数量
二 保管した他の施設等の設置されていた場所及び当該他の施設等を除却した日時
三 当該他の施設等の保管を始めた日時及び保管の場所
四 前三号に掲げるもののほか、保管した他の施設等を返還するため必要と認められる事項（他の施設等を保管した場合の公示の方法）

第八条 法第二十七條第五項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- 一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、当該津波防護施設管理者の事務所に掲示すること。
二 前号の公示の期間が満了しても、なお当該他の施設等の所有者、占有者その他当該他の施設等について権原を有する者（第十二条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、前条各号に掲げる事項の要旨を公報又は新聞紙への掲載その他の適切な方法により公表すること。
津波防護施設管理者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、国土交通省令で定める様式による保管した他の施設等一覧簿を当該津波防護施設管理者の事務所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

（他の施設等の価額の評価の方法）

第九条 法第二十七條第六項の規定による他の施設等の価額の評価は、当該他の施設等の購入又は製作に要する費用、使用年数、損耗の程度その他当該他の施設等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、津波防護施設管理者は、必要と認めるときは、他の施設等の価額の評価に専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。（保管した他の施設等を売却する場合の手続）

第十条 法第二十七條第六項の規定による保管した他の施設等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない他の施設等その他競争入札に付することが適当でないとして認められる他の施設等については、随意契約により売却することができる。

第十一条 津波防護施設管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも五日前までに、当該他の施設等の名称又は種類、形状、数量その他国土交通省令で定める事項を当該津波防護施設管理者の事務所に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。

津波防護施設管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく三人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に当該他の施設等の名称又は種類、形状、数量その他国土交通省令で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。
津波防護施設管理者は、前条ただし書の規定による随意契約によるうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

（他の施設等を返還する場合の手続）
第十二条 津波防護施設管理者は、保管した他の施設等（法第二十七條第六項の規定により売却した代金を含む。）を所有者等に返還するとき、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提出させる方法その他の方法によつてその者が当該他の施設等の返還を受けべき所有者等であることを証明させ、かつ、国土交通省令で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。
（津波防護施設管理者以外の者の行う工事等の承認申請手続）
第十三条 法第三十三條第一項の承認を受けようとする者は、工事の設計及び実施計画又は維持の実施計画を記載した承認申請書を津波防護施設管理者に提出しなければならない。
（津波防護施設管理者以外の者の行う工事等で承認を要しないもの）
第十四条 法第三十三條第一項ただし書の政令で定める軽易なものは、ごみその他の廃物の除去、草刈りその他これらに類する小規模な維持とする。
（国が費用を補助する工事の範囲及び補助率）
第十五条 法第三十九條の規定により国がその費用を補助することができる工事は、次に掲げる施設であつて津波防護施設であるものの新設又は改良に関する工事とし、その補助率は二分の一とする。
一 道路又は鉄道と相互に効用を兼ねる盛土構造物であつて、国土交通省令で定める規模以下のもの



(施行期日)  
**第一条** この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この政令の施行の日前に設置された第六条第一号の規定による改正前の辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令第二条第九号に掲げる母子健康センター(以下この条において「母子健康センター」という。)及び同日前に辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第三条第二項の規定により同条第一項に規定する総合整備計画に定められた母子健康センターであつて同日以後に設置されるものについては、第六条第一号の規定による改正後の辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令第二条第九号に掲げる母子健康センターとみなす。

**第三条** この政令の施行の日前に設置された第六条第三号の規定による改正前の過疎地域自立促進特別措置法施行令第六条第六項第九号に掲げる母子健康センター(以下この条において「母子健康センター」という。)及び同日前に過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第六条第二項の規定により同条第一項に規定する市町村計画に定められた母子健康センターであつて同日以後に設置されるものについては、第六条第三号の規定による改正後の過疎地域自立促進特別措置法施行令第六条第六項第九号に掲げる母子健康センターとみなす。

**第四条** この政令の施行の日前に地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)第六条第六項の規定により同条第一項に規定する地域住宅計画に記載された公営住宅建替事業であつて、当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに第六条第五号の規定による改正前の地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令第二条第五号に掲げる母子健康センターを整備するものについては、同日において当該地域住宅計画に記載された公営住宅建替事業であつて、当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに第六条第五号の規定による改正後の地域における多様な需要に応じた

公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令第二条第五号に掲げる母子健康包括支援センターを整備するものとみなす。

**第五条** 第九条の規定による改正後の子ども・子育て支援法施行令第四条第一項第四号及び第二項第八号並びに第十四条の規定は、この政令の施行の日以後に行われる子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、同法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、同法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育、同法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育、同項第三号に規定する特定利用地域型保育及び同項第四号に規定する特例保育(以下この条において「特定教育・保育等」という。)について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。